

自転車交通ルールよくあるご質問

Q.イヤホンをしながら運転した場合は、取締りを受けますか？

A. 安全運転に必要な周囲の音又は声が聞こえないと認められる場合は交通違反に当たります。ただし、この違反をしているだけで検挙となるわけではなく、違反の結果、実際に交通への危険を生じさせた場合などに取締りを受けることになります。



Q.ながら運転について、自転車に取り付けてあるスマートフォンを確認する場合も取締りを受けますか？

A. 自転車に取り付けてあっても、スマートフォンを注視することは道路交通法により禁止されています。これに違反し、交通の危険を生じさせたときは赤切符(刑事手続)となります。交通の危険を生じさせていない場合、検挙されませんが、危険ですので、スマートフォンの操作は安全な場所に止まってから行いましょう。



江東区から自転車安全利用のお願い



下り坂はスピードが出やすく危険です。
安全のため、必ず減速してください
※定期的にブレーキ等の整備を行いましょう。

自転車点検整備費用助成

区内事業協力店にて自転車安全整備士による点検整備を受けると
最大 **2,000 円** の助成があります！ 詳細はこちらから



命を守るために自転車用ヘルメットを着用しましょう

自転車用ヘルメット購入費用助成

区内事業協力店にて安全基準を満たした自転車用ヘルメットを購入すると
最大 **2,000 円** の助成があります！ 詳細はこちらから



江東区土木部地域交通課交通係

TEL03-3647-4784 FAX03-3647-9287



自転車への交通反則通告制度 (青切符) が導入！

交通反則通告制度(青切符)とは

一定の交通違反で検挙された場合、裁判までの刑事手続きに替えて期間内に反則金を納付することで違反処理が行われる制度

対象年齢
16歳以上



詳細はこちらから
(江東区ホームページ)

その違反、反則金の対象に！

ながらスマホ(保持)



反則金
12,000円

信号無視



反則金
6,000円

制動装置
(ブレーキ)不良※



反則金
5,000円

※ブレーキがない
ブレーキが故障した状態

一時不停止



反則金
5,000円

イヤホンの使用



反則金
5,000円

並進



反則金
3,000円

※青切符の対象となる違反行為は113種類あり、これらの違反は一例となります。

！ 赤切符 (刑事手続き) について

反則金を納付しない場合や「飲酒運転」等の重大な違反をしたときは、赤切符を用いて刑事手続で処理されます。刑事手続では裁判を受け、罰金等が科せられることがあります。



交通違反は事故に直結する危険な行為です！絶対にやめましょう！

自転車の指導取締りの基本的考え方

交通違反の認知

指導警告

(例) ・スピードを出して歩道を通行
・16歳未満の者による違反

検挙

悪質・危険な違反行為

赤切符(刑事手続き)

(例) ・酒酔い運転・酒気帯び運転
・違反により実際に交通事故を発生させる

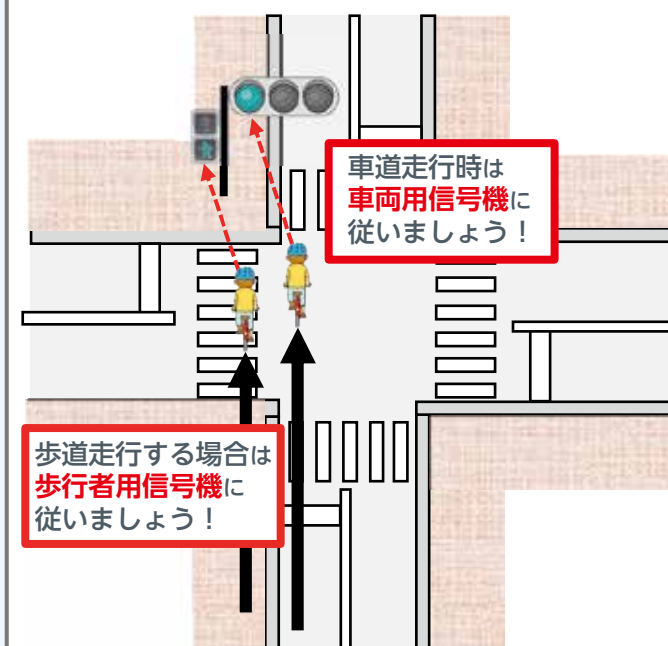
青切符

(例) ・スマホを持って画像を注視したり、通話をする
・信号無視で交差点に進入し、他の車両に急ブレーキをかけさせる

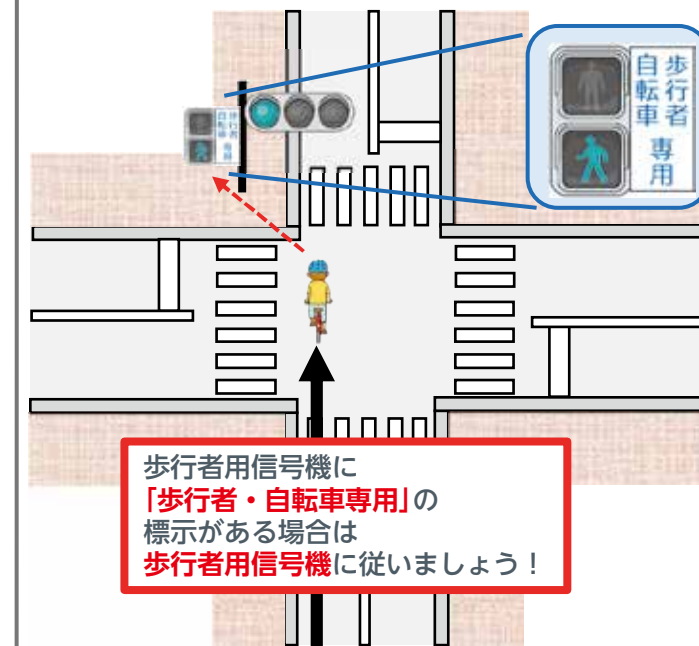
「状況別」の走行ルールを知りましょう

車道走行中①

歩道走行中

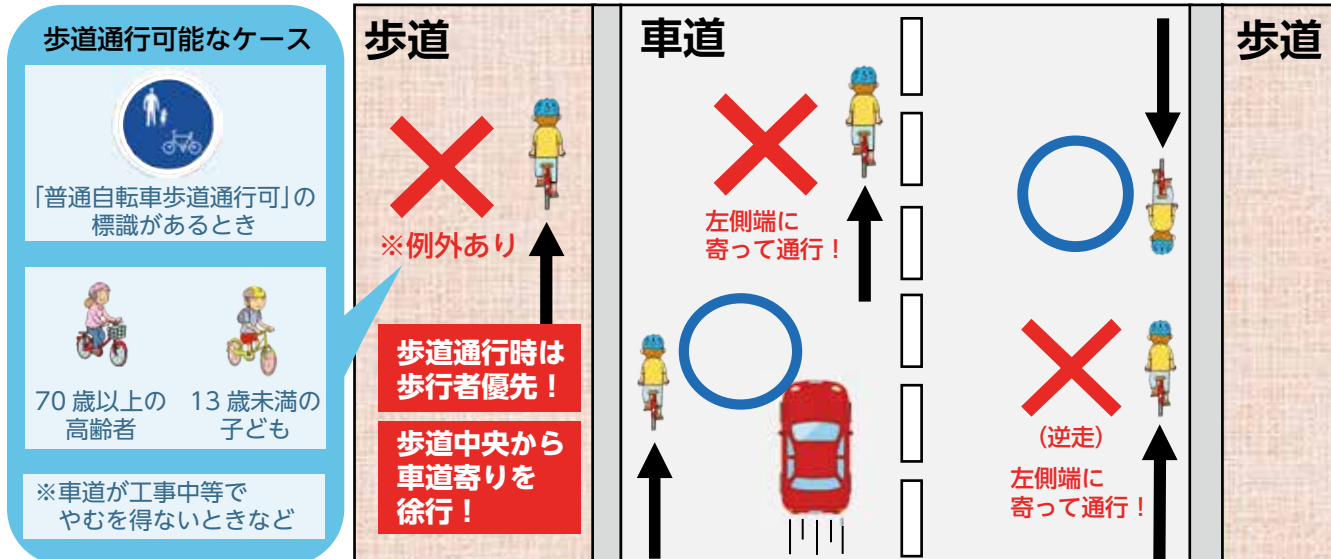


車道走行中②

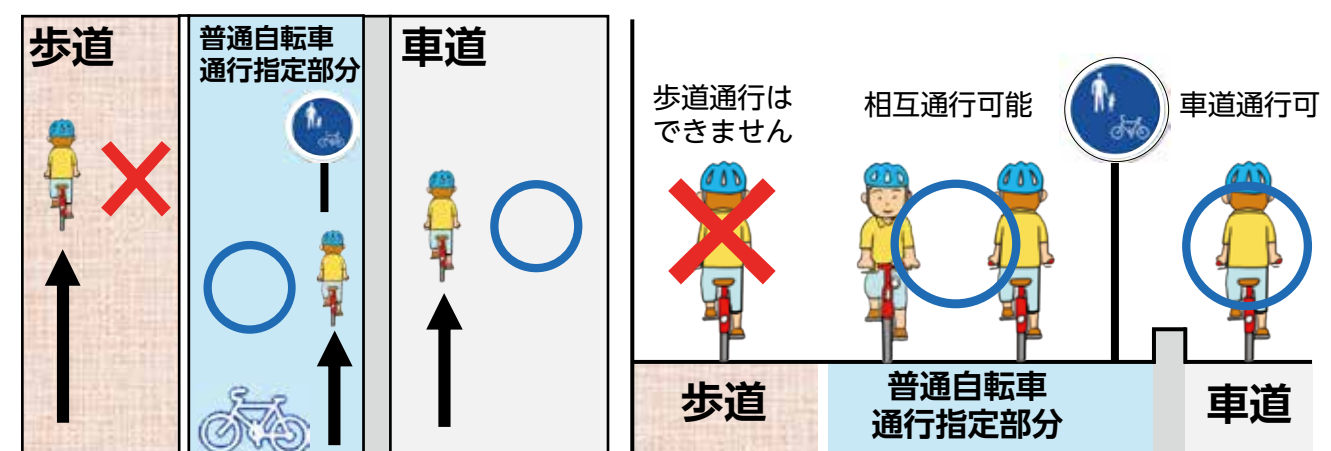


自転車の通行場所を確認しましょう

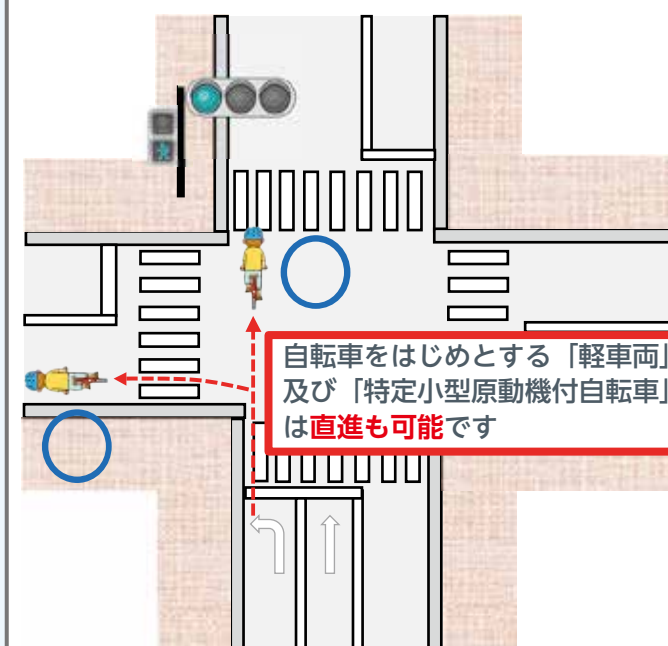
車両通行帯のある道路の場合



普通自転車通行指定部分がある場合



左折レーンがある場合



「車両進入禁止」の標識がある場合

